

第 27 号様式

(表)

年 月 日

排水設備設置猶予申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください

連絡先電話番号 ()

連絡先電子メールアドレス

次の土地又は建築物について、千葉市下水道条例第 2 条の 8 第 2 項の規定により、関係書類を添えて、排水設備設置の猶予を申請します。

(1) 土地又は建物の所在地

千葉市 区

(2) 申請する排水設備設置猶予期間

年 月 日まで

《 3 》 猶予を申請する理由 (裏面番号より選択して記入してください。)

(番号)

猶予を申請する理由が①の場合、該当するものに○印をつけてください。

- ・所得状況調査 (猶予期間中の調査を含む) を市長に委任します。 ()
- ・所得を証明する書類を添付します。 ()

猶予を申請する理由が②の場合、該当するものに○印をつけてください。

- ・浄化槽水質検査結果の確認 (猶予期間中の確認を含む) を市長に委任します。 ()
- ・浄化槽水質検査結果を証明する書類を添付します。 ()

(裏)

猶予の理由	猶予する期間	添付書類
① 排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な事情があること。	3年を超えない期間	・土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） ・市町村民税課税証明書又は所得を証明する書類（市長が所得状況を公簿等により確認することに同意した方を除きます。）
② 汚水がすべて合併処理浄化槽により処理され、かつ、当該浄化槽から放流される水の水質が環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2に規定する技術上の基準に適合すること。	5年を超えない期間	・土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） ・浄化槽水質検査結果を証明する書類（合併処理浄化槽による処理がされた後の水の水質を市長が調査することに同意した方を除きます。）
③ 排水設備を設置することにより、建築物に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあること。	損害が生じ、又は生ずるおそれなくなるまでの期間の範囲内	・土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） ・回復することができない損害を示す書類
④ 土地の地形又は建築物の構造により排水設備を設置することが困難であると認められること。	排水設備の設置が困難な事情がなくなるまでの期間の範囲内	・土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） ・排水設備の設置が困難であることを示す書類
⑤ 建築物から長期間にわたり汚水が排出されないこと。	汚水が排出されない期間の範囲内	・土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） ・建築物から長期間にわたり汚水が排出されないことを示す書類
⑥ 建築物が近く除却される予定があること。	2年を超えない期間	・土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） ・除却される理由が自己の都合による場合は、建築物の使用計画書